

## 8章 耐震改修工事(改修)

### 17節 鉄骨の錆止め塗装

#### 8. 17. 1 一般事項

- (1) この節は、鉄骨の錆止め塗装に適用する。
- (2) この節に規定する以外は、7章[塗装改修工事]による。

#### 8. 17. 2 塗装の範囲

- (1) 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲は、**特記**による。また、耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲は、**特記**により、**特記**がなければ、次の部分以外の範囲を塗装する。
  - (ア) コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
  - (イ) 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
  - (ウ) 密閉される閉鎖形断面の内面
  - (エ) ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分
  - (オ) 組立によって肌合せとなる部分
- (2) 工事現場で溶接を行う部分であっても、溶接に支障となる錆が発生するおそれのある場合は、溶接に支障のない適切な防錆措置を講ずる。
- (3) 工事現場で溶接を行う部分の両側それぞれ100mm 程度の範囲及び超音波探傷試験に支障を及ぼす範囲の塗装は、超音波探傷試験の完了後に行う。

#### 8. 17. 3 工事現場塗装

7. 4. 3[錆止め塗料塗り](2)による錆止め塗料塗りの工事現場塗装は、次による。

- (ア) 工事現場で組み立てた接合部の下地調整は、表7. 2. 2[鉄鋼面の下地調整]によるRC種とし、工場塗装と同種の錆止め塗料により塗装する。
- (イ) 現場搬入後に塗膜が損傷した部分は、活膜を残して除去し、錆止め塗料で補修する。
- (ウ) 錆が生じた部分は、旧塗膜を除去し、表7. 2. 2によるRB種の下地調整を行った上、錆止め塗料で補修する。

#### 8. 17. 4 塗料種別

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料の種別は**特記**による。**特記**がなければ、表7. 4. 1[鉄鋼面の錆止め塗料の種別]のAs種とする。
- (2) 耐火被覆材が接着する面に塗装する場合の錆止め塗料の種別は、**特記**による。

#### 【7. 2. 3 鉄鋼面の下地調整】

鉄鋼面の下地調整は表7. 2. 2により、種別は**特記**による。**特記**がなければ、RB種とする。

表7. 2. 2 鉄鋼面の下地調整

工 程	種 別			塗 料 そ の 他	面 の 処 理
	RA種	RB種	RC種		
1 既存塗膜の除去	○	—	—	—	ディスクサンダー、スクレーパー等により、塗膜、錆等を全面除去する。
	—	○	—	—	ディスクサンダー、スクレーパー等により、劣化し脆弱な部分、錆等を除去し、活膜は残す。
2 汚れ、付着物除去	○	○	○	—	素地を傷つけないようにワイヤーブラシ等により、除去する。
3 油類除去	○	○	—	—	既存塗膜を除去した範囲を溶剤ぶき。
4 研磨紙刷り	○	○	—	研磨紙P120～220	全面を平らに研磨し、研磨カス等を除去する。
	—	—	○	研磨紙P240～320	

#### 7. 4. 2 塗料種別

- (1) 鉄鋼面の錆止め塗料の種別は、表7. 4. 1とし、次による。
- (ア) 5節の場合は、As種とする。
- (イ) 8節の場合は、次による。
- (a) 新規に塗る場合は、1回目の錆止め塗料塗りはCs種、2・3回目の錆止め塗料塗りはDs種とする。
- (b) 塗替えの場合は、次による。
- ① 下地調整を表7. 2. 2によるRA種とする場合は、1回目の錆止め塗料塗りはCs種、2・3回目の錆止め塗料塗りはDs種とする。
- ② 下地調整を表7. 2. 2によるRB種又はRC種とする場合は、Es種とする。
- (ウ) 9節の場合はAs種又はBs種とし、適用は特記による。特記がなければ、Bs種とする。
- (エ) 錆止め塗装のままとする場合は、As種とする。

表7. 4. 1 鉄鋼面の錆止め塗料の種別

種別	錆 止 め 塗 料 そ の 他			塗付量 (kg/m <sup>2</sup> )	標準膜厚 (μm)	適 用
	規格番号	規 格 名 称	種 類			
As種	JIS K 5674	鉛・クロムフリー錆止めペイント	1種	0.10	30	屋外・屋内
Bs種	次のいずれかによる。			—	—	屋内
	JASS 18 M-111	水系錆止めペイント	—	0.11	30	
	JIS K 5674	鉛・クロムフリー錆止めペイント	2種	0.11	30	
Cs種	JIS K 5552	ジンクリッチプライマー	2種	0.14	15	—
Ds種	JIS K 5551	鋼構造物用錆止めペイント	A種	0.14	30	—
Es種	JASS 18 M-109	変性エポキシ樹脂プライマー(変性エポキシ樹脂プライマー及び弱溶剤系変性エポキシ樹脂プライマー)	—	0.14	40	—

- (注) 1.JIS K 5674に基づき、1種は溶剤系、2種は水系である。
- 2.JASS 18 M-109・M-111は、日本建築学会材料規格である。